

[法8条の3第2項(公表)、第8条の4(閲覧用記録簿)]

令和8年度 一般廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却施設]

・処分した一般廃棄物の種類及び数量[規4条の5の2第1号イ、規4条の7第1号イ]

種類		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
(可燃一般廃棄物)	1号炉	t/月	2,996	3,137	3,056										9,189
	2号炉	t/月	2,963	1,738	0										4,701
	3号炉	t/月	0	249	3,159										3,408
	合計	t/月	5,959	5,124	6,215										17,298

・燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置(連続測定記録)[規4条の5の2第1号ロ、規4条の7第1号ロ]

(固形燃料を受け入れる場合は別途記録すること)	
項目	燃焼ガス温度、集塵器流入ガス温度、排ガス中一酸化炭素濃度、焼却炉内温度
測定位置	別紙1のとおり
測定結果が得られた日	連続測定記録についてはインターネットで公表することが難しいため、資料を現地施設に取り揃えてあります。
測定結果	

・ばいじんの除去の実施状況[規4条の5の2第1号ハ、規4条の7第1号ハ]

	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	稼動中毎日実施
排ガス処理設備	稼動中連続実施

・排ガスの分析結果(6月に1回以上又は1年に1回以上)[規4条の5の2第1号二、規4条の7第1号二]

	1号炉					2号炉					3号炉					基準値※1
採取月日	4月27日					4月28日										
測定結果が得られた日	5月21日					5月21日										
ばいじん濃度 (g/Nm ³)	0.0001					0.0003										
硫黄酸化物排出量 (Nm ³ /h)	-					0.02										約150
窒素酸化物濃度 (v/v ppm)	-					46										250
塩化水素濃度 (mg/Nm ³)	-					11										700
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	-					-										1

※1 排出基準値は大気汚染防止法に定める基準値